

山形県消費生活審議会委員募集要項

1 趣旨

山形県では、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者問題に関する事項を調査審議する「山形県消費生活審議会」（以下「審議会」という。）を設置しています。

当審議会の審議に幅広い視点で県民の方から意見をいただくため、審議会の委員を公募します。

2 公募する委員の概要

(1) 募集人数：2名以内

(他に学識経験者、消費者、事業者等の委員を加え、15名で構成)

(2) 任期：委嘱の日（令和6年10月1日以降）から令和8年9月30日まで

(3) 開催回数：年1～2回程度（1回あたり2時間程度）

(4) 費用負担：県の規定に基づき謝金及び交通費を支給

3 応募資格

次の全ての要件を満たす方。ただし、国、地方公共団体の議員及び職員を除きます。

(1) 令和6年10月1日現在で満18歳以上の方

(2) 山形県内に在住、在勤又は在学の方

(3) 消費者問題について関心のある方

(4) 山形市内において平日開催される審議会に出席できる方

4 審議事項

(1) 県民の消費生活の安定及び向上を図るための事項

(2) 知事の諮問に係る重要事項

(消費者施策の大綱、消費者施策の計画的な推進を図るために必要な事項)

5 応募方法

(1) 申込手続

「応募申込書」に必要事項を記入し、郵送、電子メール又は直接持参のいずれかの方法で応募してください。「応募申込書」は県のホームページからダウンロード可能です。

※提出された書類は返却しませんので御了承ください。

※応募にあたって要する費用（郵送料等）は応募者の負担となります。

(2) 募集期間

令和6年6月24日（月）から令和6年7月19日（金）まで（期間内必着）

6 提出書類

- (1) 応募申込書（別添）
- (2) 小論文（800 字程度、様式任意）

以下の「第4次山形県消費者基本計画（※）」の重点施策からテーマを一つ選択し、身近な地域や生活に密着した視点から意見をまとめてください。

【重点1】 高齢者等被害防止のための見守り体制の構築

【重点2】 若年者に対する消費者啓発・教育の強化

【重点3】 エシカル消費（倫理的消費）の推進

【重点4】 デジタル化に対応した施策の推進

※「第4次山形県消費者基本計画」県ホームページ参照

<https://www.pref.yamagata.jp/021006/kurashi/shohi/syouhisyaplan/dai4ji.html>

7 選考方法

防災くらし安心部に設置する選考委員会において、提出された小論文等を総合的に判断し選考します。なお、選考の経過、結果についてのお問い合わせには応じられません。

8 最終選考結果の通知

選考後速やかに、郵送により応募者本人あて通知します。

9 応募（持参）先・問い合わせ先

山形県防災くらし安心部消費生活・地域安全課

住 所：〒990-8570 山形市松波二丁目8-1

T E L：023-630-3101

E-mail：yshohise@pref.yamagata.jp

山形県消費生活審議会委員 応募申込書

写真(画像)添付欄
パスポートサイズ
(縦 4.5cm×横 3.5cm)

※			
(ふりがな) 氏 名			
生年月日	年 月 日 (歳)	性 別	男 ・ 女
住 所	(〒 —)		
	電話番号 ()	FAX 番号 ()	
職 業		勤務先	
連 絡 先 (勤務先等)	(〒 —)		
	電話番号 ()		
活動 経 験	国・県・市町村 の審議会等の委員、モニター等 の経験		
	社会活動経験 (地域・市民活動や団 体、グループ・サーク ルでの活動経験等)		
応募の動機			

※印欄は記入しないでください。

以下の第4次山形県消費者基本計画の重点施策からテーマを一つ選択し、身近な地域や生活に密着した視点からあなたのお考えをお書きください。

● 選択するテーマを○で囲んでください。

1. 高齢者等被害防止のための見守り体制の構築
2. 若年者に対する消費者啓発・教育の強化
3. エシカル消費（倫理的消費）の推進
4. デジタル化に対応した施策の推進

※この様式によらず、任意のもので構いません。（800字程度）

【氏名】

応募のために提供いただいた個人情報は、公募委員選定のためだけに使用し、それ以外の目的のために使用することはありません。